

建設業労働災害防止協会愛知県支部長 殿

令和7年の愛知県内の職場における熱中症り患者は、前年より31人多い119人（休業4日以上）と4年連続での増加となっております。

また、気象庁の予報によれば、この夏も平年より気温が高くなる見込みであることから、熱中症の発生リスクが高まることが懸念されるところです。

さらに、熱中症対策強化のため、改正労働安全衛生規則が令和7年6月1日から施行されており、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

こうした状況を踏まえ、愛知労働局では、過去の熱中症の発症時期及び予防対策の効果を検討し、本年度につきましても、暑さが本格化する前の5月から熱中症撲滅に向けた取組を推進することとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、かかる趣旨を御理解の上、関係事業場に対し、熱中症防止に向けた積極的な周知を行っていただきますようお願い申し上げます。特に、予防対策におけるWBGT値(暑さ指数)の把握や、現場作業の把握、これらに基づく評価・管理及び、暑熱ばく露時間の短縮等の科学的アプローチの推進に加え、熱中症が疑われる症状を把握した場合には、重篤化させないための適切な対策の実施につきましても、理解促進が図られますようお願い申し上げます。

令和8年5月14日

愛知労働局長



**熱中症**  
**を防ごう!**

愛知労働局

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン  
2026年5月1日 ~ 9月30日

